

建築基準法における適用数値について

[建築基準法別表4による日影規制]

鈴鹿市の日影制限については[表1]のとおりです。(三重県建築基準条例による)

[表1]

	(い)	(ろ)	(は)	(に)	
	地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
1	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(2) 4時間	2.5時間
2	第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	高さが10mを超える建築物	4m	(2) 4時間	2.5時間
3	第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 近隣商業地域又は準工業地域で容積率が10分の20以下の区域	高さが10mを超える建築物	4m	(2) 5時間	3時間

※鈴鹿市の「用途地域の指定のない区域」の日影規制が該当ありません。

※鈴鹿市の市街化調整区域は「用途地域の指定のない区域」に該当します。

[建築基準法による斜線制限等]

用途地域	道路斜線 (勾配)	隣地斜線 (勾配)	北側斜線 (勾配)	絶対高さ制限 (m)	外壁の後退距離 (m)
第一種低層住居専用地域	1.25	20m+ 勾配1.25	5m+ 勾配1.25	10 12(高岡台の一部)	
第二種低層住居専用地域					
第一種中高層住居専用地域					
第二種中高層住居専用地域	1.5	31m+ 勾配2.5			
第一種住居地域					
第二種住居地域					
準住居地域					
近隣商業地域					
商業地域					
準工業地域					
工業地域					
工業専用地域					
用途地域の指定のない区域					

※この表は建築基準法に基づく制限の一部を掲載した概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。また、都市計画法により地区計画や市街化調整区域の形態制限など、別途制限が定められている地区もあります。さらに、他法令により規制のかかる地域・地区に指定されている場合にも、別途制限がかかりますのでご注意ください。

[建築基準法による建築協定]

鈴鹿市内に建築協定はありません。

建築基準法における適用数値について

[構造計算 積雪荷重に関する数値]

建築基準法施行令第86条に定める垂直積雪量は**鈴鹿市建築基準法施行細則第22条**により[図2]のとおり定められています。

鈴鹿市の市街化区域は、垂直積雪量30cmの範囲内です。

積雪の単位荷重は、 $20\text{N}/\text{cm}/\text{m}^2$ としてください。

※詳細については鈴鹿市ホームページの地理情報「垂直積雪量区分図」をご覧ください。



[図2]

[構造計算 風荷重に関する数値]

[平成12年5月31日建設省告示第1454号 地表面粗度区分]

地表面粗度区分		Z _b (m)	Z _G (m)	α
I	極めて平坦で障害物がないものとして特定行政庁が規則で定める区域	鈴鹿市では指定区域はありません。		
II	① 地表面粗度区分 I 若しくはIVの区域以外の区域のうち、海岸線若しくは湖岸線(対岸までの距離が1,500メートル以上のものに限る。以下同じ。)までの距離が500メートル以内の地域(建築物の高さが13メートル以下である場合又は当該海岸線若しくは湖岸線からの距離が200メートルを超え、かつ、建築物の高さが31メートル以下である場合を除く。)	5	350	0.15
	② ①以外の地域のうち、極めて平坦で障害物が散在しているものとして特定行政庁が規則で定める区域	鈴鹿市では指定区域はありません。		
III	地表面粗度区分I、II又はIVの区域以外の区域	5	450	0.20
IV	都市化が極めて著しいものとして特定行政庁が規則で定める区域	鈴鹿市では指定区域はありません。		

[速度圧 q 算出時のV₀]

三重県内全域 V₀=34 (m/s)